



8月31日・村民ホールで行われた『交通安全全国キャラバン隊』歓迎式

なかつえの人口と世帯 (8月末現在)

人口 1,378人 (+2)
 男 675人 (±0)
 女 703人 (+2)
 世帯数 499戸 (+1)

発行/中津江村
 編集/総務課企画情報係

もくじ

- 2、3ページ 夏のイベント【写真】
- 4ページ 日韓交流イベント
- 5ページ 村の話題
- 6ページ 介護保険料が変わります。
- 7ページ タイラースワールド
- 8、9ページ お知らせ
- 10ページ 市町村合併を考える

津江の夏を盛り上げました。

【8月3日 中津江保育園・夏祭り】

オープニングは園児によるかわいい盆踊り、続いて『中津江若鼓衆』による太鼓が披露されました。



【8月11日 中津江ミュージックフェスティバル】

激しい雷雨に見舞われた昼間のコンサート、しかしメインゲストが登場した終盤は雨も上がり、ステージ前に集まった観客とアーティストが一体となって会場も盛り上がりました。



今年も多彩なイベントが中

【8月13日 ふるさと夏祭り】

今年で5回目となった『ふるさと夏祭り』は夏の恒例行事として定着、地元（旧丸蔵校区）はもちろん、村内各地からお盆休みで帰省している人たちも多数集まり、にわとりレースやうなぎのつかみ取りに歓声があがっていました。



【8月14日 商工会夏祭り】

かき氷、綿菓子、ポップコーン、生ビール等、商工会主催のお祭りだけに夜店の品数は豊富、テーブルとイスが置かれた会場内はビアガーデンの趣で、大人も子どもも楽しい時間を過ごすことができました。



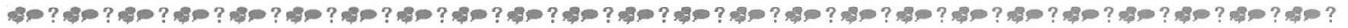
日韓交流イベント

日韓文化交流新世紀アートキャンプinなかつえ



八月五日から十二日までの八日間、村内で『中津江アートウィーク2001』が開催されました。

特に、ナム・グンホ氏指導の下、津江中学校の生徒十四名と韓国の中学生十二名が一週間練習をして、十一日に村民ホールで発表したパントマイム劇『海』は劇を見守った生徒の家族や集まった観客に感動を与え、発表を終えた生徒達には大きな達成感と新たな深い友情が築かれたようです。



第2回 中津江カップ日韓親善少女サッカー交流大会



決勝戦・東明対鹿児島



東明初等学校イレブン

八月十八日・十九日、鯛生スポーツセンターに九州四県（大分・福岡・佐賀・鹿児島）の代表チームと韓国の強豪東明初等学校のサッカーチームを招き、『中津江カップ日韓親善少女サッカー交流大会』が開催されました。決勝戦は鹿児島選抜と東明初等学校が対決、お互いに小学生とは思えないボール捌き、激しいボディチェック、オフサイドトラップ等の戦術を駆使、接戦となりましたが前半、後半それぞれ一点ずつ入れた鹿児島選抜が優勝しました。

また、グラウンドの外には九州四県から選手の保護者も多数詰めかけ、声援を送っていました。

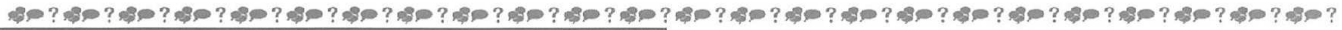
試合後、東明初等学校の選手が日本語で「ありがとうございます」と観客に挨拶すると、観客側からも「お父さん、お母さんの応援がないのによく頑張った」とあたたかい声かけられていました。



5月31日・栃原公民館で

ムラづくり座談会での貴重な ご意見ありがとうございました

五月七日・田の口公民館を皮切りに村内十八カ所で開催された『ムラづくり座談会』には合計三二二名のご参加をいただき、村行政に対し多種多様なご意見をいただきました。役場ではそれらの意見を各課で検討、緊急性を要し、村費での対応が可能なものについては九月の定例議会に備え予算案の作成がされ、高額の事業費を要し、国や県の補助金事業の対象となるものについては順次計画的な実施が検討されています。



《これからの行事》

9月 9日 ・なかつえ保育園 運動会

9月14日 ・献血
会場 役場
時間 13時～15時

9月14日 ・秋の全国交通安全運動
(23日までの10日間)

9月14日 ・大分県民体育大会・サッカー
～17日 会場 鯛生スポーツセンター

9月15日 ・敬老会
～17日 会場 津江中学校
時間 10時30分～

9月21日 ・村議会 第3回定例会開会

9月23日 ・中津江小学校 運動会

10月13日 ・村民 運動会
会場 津江中学校

JAMAICA ジャマイカ大使が再視察



八月十九日、ジャマイカ駐日大使アール・アレクサンダー・カー氏が来村、鯛生スポーツセンターと地底博物館『鯛生金山』を再度視察されました。

経済博士でもある大使はジャマイカと日本の交流が深まるよう金山施設内にジャマイカコーナーの設置を提案されており、展示資料の提供や物産品の設置案も考えられている様子でした。

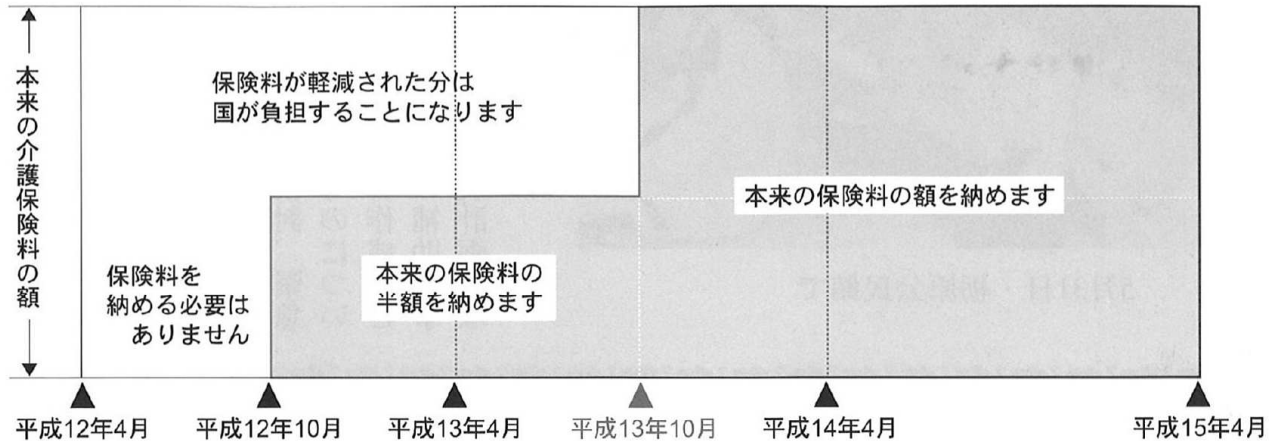
また、鯛生スポーツセンターについてはジャマイカチームのキャンプ地として引き続き推薦していきたいと話されました。

65歳以上のみなさまへ

平成13年10月から本来の介護保険料を納めていただくことになります

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者の方（65歳以上の方）も含め40歳以上のすべての方に保険料を納めていただくことになっています。

【平成12～14年度の65歳以上の方の保険料額の考え方】



【保険料の納め方】

介護保険料の納め方には、年金から天引きを行う方（特別徴収）と、口座振替・納付書による納付（普通徴収）の2種類があります。

●年金から天引きされる方（特別徴収）

対象：老齢、退職年金が年額18万円（月額1万5千円）以上受給されている方（※老齢福祉年金・障害年金・遺族年金・恩給年金からは天引きされません）各年度4月1日を基準日としています。基準日（4月1日まで）に年金を受給されている方が天引きの対象となります。（年度途中の方は、その年度の3月までの保険料は普通徴収となります）2ヶ月ごと（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に支払われる年金から、支払ごとに2ヶ月分の保険料が天引きされます。

●口座振替・納付書によって納付される方（普通徴収者）

対象者：老齢、退職年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方（※老齢福祉年金・障害年金・遺族年金・恩給年金のみ受給されている方、転入された方等を含みます）納期ごとに、口座振替又は納付書で納めていただきます。納め忘れがないように口座振替の手続きをとりましょう。

【保険料の額】

保険料の額については、無理なくご負担いただけるよう、所得に応じた保険料を負担していただくこととなります。世帯に住民税が課税される方がいない場合などは、平均的な保険料額が軽減されることとなります。また、災害、倒産などで保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますので役場までご相談ください。

※保険料を滞納している方が介護保険のサービスを利用すると、原則として、

（1年以上滞納した場合）一旦介護保険のサービス費用全額を個人で支払っていただいたうえ、保険料の納付を確認後役場で費用額の9割を払い戻します。（1年6ヶ月以上滞納した場合）滞納している保険料の額を介護保険サービスの額から差し引きます。（長期間滞納の場合）保険料滞納の期間により介護保険サービス（使った費用）の個人負担が1割から3割になり、高額介護サービス給付費の支給が受けられなくなります。

このようなことのないよう保険料は、必ず納付しましょう。

お問い合わせは…中津江村役場 住民課 介護保険係

〒877-0392 日田郡中津江村大字栃野353番地 TEL 0973-54-3111

Tyler's world



『中津江 Let, s GO!』

最近朝起きるとちょっと涼しい。季節は夏から秋に変わろうとしています。

今年の夏（7月の中頃からお盆まで）は、あまり役場の中にいませんでした。

森の展览会やホースプロジェクトの芸術家達を手伝ったり、トニー・ダンカン氏（ジャグリングの人）のイベントの用意をしたり、森のアートキャンプの仕事をしたりして、ほとんど役場にいなかったのです。

その間、役場の中で仕事をしている人たちから見て僕が毎日現場で頑張った仕事が本当の仕事として認めてくれていたのだろうかと思うと緊張しました。

最近、森のアートキャンプに参加した生徒の母親に会いました。その人から聞いた「話は娘がアートキャンプで韓国からの参加者とかなり仲良くなって、その友達とメールで連絡がとれ

るよう韓国語の辞書を買って勉強している。

そして、冬休みに韓国に行けるように頼んでいる」ということでした。

今回の仕事の成果が現れて、少し満足しました。

今はこれから先の計画を考えています。今年の春、中学生を対象に行ったカナダホームステイ事業を来年の春休みにもう一度実施することも考えています。参加希望者の数を把握して、早めの準備を始めたかと思っているので、もし興味があったら連絡をしてください。それと大人の海外交流研修の提案も何人かの方から聞いているので、その計画についても考えたいと思います。興味のある方は連絡をお願いします。

私が去年見て感動したコスモスがまた見られます。楽しみです！

それではまたよろしくお願ひします。

Peace, Tyler

トニー・ダンカン氏 華麗なジャグリングショー

先月号の『Tyler's world』で紹介した1994年度世界ジャグリングチャンピオン トニー・ダンカン氏が中津江村を訪れ、8月2日、村民ホールでボールやピンを使ったジャグリング（曲芸）の数々を見せてくれました。

また、たどたどしい日本語にもかかわらず話術は軽妙でホール全体が楽しい雰囲気につつまれました。そして、ショーが終わると子供達にジャグリングの指導をしてくれました。



求人はハローワークへ

景気の低迷により、日田管内における求人数は、一般・新規学卒とも減少しています。経験豊富な中高年齢者及び若い優秀な人材を確保したいとお考えの事業主の方は、ハローワークへ求人の提出をお願いします。

また、平成13年8月1日から平成14年1月29日まで、緊急雇用創出特別奨励金の対象地域等をハローワークの紹介で雇用した場合、要件に該当すれば、1人あたり30万円の助成金が支給されます。その他にも各種助成金等がありますのでハローワーク日田へご相談ください。

問い合わせ先

ハローワーク日田 求人係
電話 22-8609事業所

事業所・企業統計調査

平成13年度『事業所・企業統計調査』が実施されます。

10月1日現在で調査が行われるため、9月下旬から調査員が調査票を持ってお伺いします。

対象は事業内容の規模にかかわらず、全ての事業所です。もちろん個人商店・個人経営の事業所も対象となります。事業の内容、従業員数、経営組織などの基本的な事柄について調査します。調査の結果から、日本の産業構造や従業者規模などの移り変わりが地域別に明らかになります。

職能パソコン3級講習会

・内容

パソコン操作に必要な基礎知識から表計算の応用まで使用ソフト・『エクセル』

・受講資格

再就職しようとする女性で、ワープロ又はパソコンで日本語入力のできる人（学生、妊婦を除く）

・講習期間

10月29日～12月5日
午前10時～午後4時

受講料

無料（但し、検定試験受験料・テキスト代等は自己負担）

受付期間

10月11日・12日
9時30分～15時30分
※担当窓口で直接お申し込みください。

申込・問い合わせ先・講習会場
大分県女性就業援助センター
日田地域女性就業援助相談所
大分県日田総合庁舎4階

電話 0973-23-4808

身体障害者巡回 相談会を開催

日時 平成13年9月13日

受付時間

午前9時30分～12時

場所 日田市中央公民館

（日田市上城内町395-1）

内容 医師の診断による障害の認定（等級変更・新規手帳取得）、補装具

・日常生活用具の相談、各種給付制度、施設入所等の総合的な相談等

納税証明書を 請求される皆様へ

税務署において申告所得税、法人税等に係る所得金額、納付税額等の証明書（納税証明書）を請求する際には手数料の金額に相当する収入印紙が必要となります。

なお、手数料の計算方法等、ご不明な点がございましたら最寄りの税務署にお問い合わせください。

問い合わせ先

日田税務署・23-2136

『大分しいたけ』 シンボルマーク の使用について



大分しいたけ

『大分しいたけ』のイメージアップを図り、その消費拡大を促進するため、大分県椎茸振興協議会はシンボルマークを考案、使用規定を設けました。

関係者の方々の積極的な活用をいただくとともに、使用規定の順守をお願いいたします。

使用に関しての問い合わせ先

大分県椎茸振興協議会事務局

（大分県林業振興課しいたけ特林係）

電話 097-536-1111

（内線3847）

お知らせ

戦傷病者等の妻に対する特別給付金について

- ・平成5年4月2日以降に戦傷病者等と婚姻された妻又は同日以降に後重症により、第5款症以上の戦傷病者等となられた方の妻であって、平成13年4月1日において戦傷病者等である夫が第5款症以上の増加給付金を受けていた方。**額面15万円（軽症者半額）、5年償還の国債を給付**
- ・平成8年5月に最終償還を迎えた戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給権を取得した妻であって、戦傷病者等である夫が平成5年4月1日から平成8年9月30日までの間に公務傷病以外の原因により死亡（平病死）された方。**額面5万円、5年償還の国債を給付**
- ・請求期間
平成13年10月1日～
16年9月30日
- ・問い合わせ先
役場 住民課
電話 54-3111

県政ふれあいバス参加者募集

日時
平成13年10月24日
視察先
スポーツ公園、大分県消防防災センター、大分県県政情報室

参加資格
日田市・日田郡在住で20歳以上の方

募集人員
20名。募集人員を上回った場合には抽選

応募方法
往復ハガキに「県政ふれあいバス参加者希望」と書いて、住所・氏名・電話番号を記入してください。

応募先
〒877-0004
日田市城町1-1-10
大分県日田地方振興局
電話 23-2200

応募締切
平成13年10月1日
(同日消印有効)

参加料
無料。ただし、集合地点（振興局）までの交通費と昼食代は自己負担です。

全国一斉司法書士法律談会を開催

土地を買ったり、または遺産を相続するなど財産を取得したときは、その所有権の登記をすることによって権利が保全されます。また、成年後見・会社の設立・変更・少額訴訟・民事再生・破産等のご相談、土地・家屋に対する賃料や明け渡し、相続権の放棄や遺産の分割、夫婦・親子関係や扶養に関する問題などで悩んでおられる方は、お気軽にご利用ください。

日時
平成13年10月6日
午前10時～午後3時

場所
日田市上城内町中央公民館

相談担当者
大分県司法書士会員

問い合わせ先
大分県司法書士会
電話 097-532-7579
または最寄りの司法書士事務所へ



御寄付お礼

■社会福祉協議会へ
(香典返し)

三宅 照子 様
三〇、〇〇〇円

杉野 新一 様
三〇、〇〇〇円

■石場公民館へ
(香典返し)

三宅 照子 様
三〇、〇〇〇円

■栃原公民館へ
(香典返し)

杉野 新一 様
一〇、〇〇〇円

■市ノ瀬公民館へ
(見舞返し)

坂井 喜代子 様
二〇、〇〇〇円

慶 弔

○お誕生おめでとう
ございます。

川边上 吉井 響 君
(将弥・淑美)

●お悔やみ申しあげます。

二又 津江 公人 様

平 辛味 杉野 シマエ 様
平 啓蔵 様

市町村合併を考える(1)

現在の市町村は、そのほとんどが「明治の大合併」「昭和の大合併」を経て形成されており、中津江村も明治22年に栃野村と合瀬村が合併して現在の中津江村となりました。

自動車の普及による日常生活圏の拡大、近年著しい高度情報化、急速な高齢化・過疎化に加え、地方分権の推進や国・地方を通じた財政状況の悪化等、中津江村を取り巻く環境は激変しています。

そうした中、「市町村の合併の特例に関する法律」が平成11年7月16日に改正されました。

今回の改正は平成17年3月までの期限付で合併を支援するための特例措置を積極的に拡充、市町村の自主的な合併を推進していくという観点から大幅に改正しています。

中津江村はもちろん、住民の1人1人の将来に大きな影響を与える市町村合併について、みんなで考えてみましょう。

今、どうして合併なの？

①生活圏の拡大

交通や情報通信手段の発達に伴い生活圏は市町村の枠を越えて、ますます広がっており、行政サービスの環境を広域化することも可能となってきました。

②地方分権の推進

地方分権の推進は市町村の自己決定と自己責任により、住民に身近なサービス等の施策を可能としましたが、実施に必要な財政基盤の充実も求められるようになりました。

③少子高齢化の進展

全国的にも少子・高齢化は著しく、2025年には65歳以上の割合が27%にまで増加すると予想されています。

このような少子・高齢化の進展により行政サービスのレベルの維持を図ることが困難になると予想されます。

④国・地方を通じた財政の著しい悪化

債務残高は国・地方合わせて666兆円、と危機的状況にあります。

合併による行政コストの削減、財政基盤の強化を図り、行政サービスの提供に支障がないようにすることが望まれます。

合併のメリットは？

・住民サービスの維持、向上

市町村の規模が大きくなると、福祉、土木、建築などの分野で、従来採用が困難であったり、十分に確保できなかった専門職の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になります。

また、規模が大きくなることで、より多様な行政施策の推進が可能になります。

・行財政の運営の効率化とその基盤の強化

総務・企画などの管理部門の効率化が図られ、サービスや事業を直接行う部門などに職員が相対的に多く配置されるとともに、職員数を全体的に少なくすることができます。

広域的な観点から、スポーツ施設・文化施設等の公共施設を効率的に配置することができ、隣接地域の中での施設の重複が避けられるようになります。

国の財政支援策

合併準備補助金、合併市町村補助金、地方交付税の優遇、合併特例債などの財政的支援が設けられています。

地域づくり・町づくりの広域化

広域的な視点に立った道路や公共施設の整備、土地利用などにより、まちづくりをより効果的に実施することができるようになります。

環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的に調整したり、取り組んだりする必要がある課題について、施策を有効に展開できるようになります。